令和7年度 奄美市公立保育所業務支援システム導入業務委託

公募型プロポーザル実施要領

１．趣旨

この要領は，奄美市公立保育所業務支援システム導入業務委託の契約候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

２．業務概要

(１) 業務の名称

奄美市公立保育所業務支援システム導入業務委託（以下「本業務」という。）

(２) 業務の内容

別紙１「奄美市公立保育所業務支援システム導入業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容に基づき，保育所業務システムの導入及び運用に係る業務を行う。

(３) 契約期間

契約締結日から令和１０年３月３１日まで

(４) 提案上限額

２２，０５２千円（システム導入費及び運用費，消費税，地方消費税を含む。）

※ただし，公金収納事務取扱い手数料を除く。

３．スケジュール

本業務に係るスケジュールは次のとおりである。

なお，スケジュールが変更になる場合は，電子メールにてその旨を通知する。

公募開始　　　　　　　　　　　令和７年７月１８日（金）

質問書受付期限　　　　　　　　令和７年７月２８日（月）１２時まで

質問書回答　　　　　　　　　　令和７年７月３１日（木）※HP上にて随時回答

参加表明書提出期限　　　　　　令和７年８月　４日（月）１７時まで

企画提案書等提出期限　　　　　令和７年８月１５日（金）１７時まで

書類審査　　　　　　　　　　　令和７年８月中旬

書類審査結果通知　　　　　　　令和７年８月中旬

プレゼンテーション審査　　　　令和７年８月下旬～９月初旬

※プレゼンテーション審査日時は企画提案書等提出期限後，改めて連絡する。

選定結果通知　　　　　　　　　令和７年９月中

４．参加資格

本プロポーザルに参加できる者は，次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(１)地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

(２)本プロポーザル実施に係る公告の日から契約締結の日までの間において，奄美市の指名停止措置を受けている者でないこと。

(３)地方自治体に対し，本業務と同種・類似の業務を行った実績があること。

(４)会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。ただし，手続開始の決定後，国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。

(５) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(６) 自社の社員や役員等が，奄美市暴力団排除条例（平成25年奄美市条例第7号）に規

定する暴力団又は暴力団員でないこと。また，暴力団の威力の利用や暴力団に利益

を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

５．質問の受付及び回答

(１) 質問の受付

ア　提出書類

質問書【様式１】

イ　提出方法

質問箇所及び内容をわかりやすく記載し，電子メールにより提出すること。

※電子メール送信後，必ず電話にて受信の確認をすること。

ウ　受付期限

令和７年７月２８日（月）１２時（必着）

エ　提出先

「14　担当部署」に提出すること。

(２) 回答方法

提出された全ての質問をまとめて，令和７年７月２８日（月）までに回答を本市より行うものとする。なお，質問に対する回答は，質問者名を伏せたうえで、ホームページ上で回答を公表するものとする。また，質問に対する回答は本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

７．参加申し込み

1. 参加申し込みの受付

　 ア　提出書類

　　　 参加表明書【様式２】

　 イ　提出方法

持参又は電子メールにより提出すること。

※電子メールにて提出の場合，必ず電話にて受信の確認をすること。

ウ　受付期限

令和７年８月４日（月）１７時（必着）

エ　提出先

「14　担当部署」に提出すること。

８．必要書類・企画提案書の提出

本プロポーザルに参加申し込みをした者は，次の書類等を提出するものとする。

(１) 提出書類及び提出部数

ア　謄本・財務諸表・納税証明書等

全部事項証明書（正本）１部

　　　　直近の財務諸表（２期分）１部

　　　　法人税の納税証明書（正本）１部

　　　　消費税及び地方消費税の納税証明書（正本）１部

イ　業務実績調書【様式３】１部

ウ　業務実施体制表【様式４】１部

エ　会社概要【様式任意】１部　※パンフレット等でも可

オ　別紙１【仕様書】3.本調達の要件(１)及び(２)を証明する書類　各１部

以下，カ～コについては製本し，インデックスを付け，簡易なＡ４ファイルにしたものを正本１部（代表社印押印のもの），副本５部（正本の写し。正本がカラー印刷を含む場合は，副本もカラー印刷とすること。）を提出すること。

カ　企画提案書等提出書【様式５】

キ　企画提案書【様式任意】

(ア)仕様書等の内容を踏まえ，別紙２「奄美市公立保育所業務支援システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準書」（以下「評価基準書」という。）の「３　評価基準：企画提案書に基づく評価」に記載された評価項目を網羅した提案内容とし，評価項目に沿って記載すること。

(イ)１参加者につき１提案とすること。

(ウ)企画提案書の様式はＡ４判，横書きで，表紙を除いて２０ページ以内，印刷は両面印刷にて行うものとすること。

※Ａ３判の資料を挿入する場合は，片面印刷とし，Ａ４判２ページ分とカウントする。

ク　工程表【任意様式】

本業務の工程表を作成すること。なお，保育所業務支援システムの使用開始は令和８年２月を予定している。

ケ　見積書【様式６＋任意様式】

見積書は，任意様式の見積書に加え，本市が定める様式にて以下の項目を年度毎に記載したものを併せて提出すること。また,見積金額については税込み表記とすること。

・導入初期費用（導入当初にのみ生じる費用）

・運用及び保守費

・その他経費

コ　機能要件確認表【別紙３】

　各機能要件について対応の可否等を記入すること。なお、記載の要件すべてに対応

していることが望ましいが、対応できない部分がある場合も提案は可能とする。

(２) 提出方法

持参又は郵送により提出すること

※持参による場合の受付時間は，奄美市役所閉庁日を除く平日の９時から１７時までとする。

※郵送による場合は，令和７年８月１５日（金）１７時必着とし，表に「奄美市公立保育所業務支援システム導入業務委託に係る企画提案書等在中」と朱書して郵送すること。また,簡易書留郵便に限る。

(３)提出期限

令和７年８月１５日（金）１７時（必着）

(４)提出先

「14　担当部署」に提出すること

９．選定方法

事務局による書類審査を実施したうえで,書類審査通過者については庁内に設置する「奄美市保育業務支援システム選定委員会」（以下「選定委員会」という。）によるプレゼンテーション審査を行う。

書類審査においては，参加資格の確認や仕様書の内容に沿っているか，また見積金額等により審査し，応募多数の場合は数社に選定する。

書類審査を通過した者のみ，評価基準書に基づきプレゼンテーション審査を行う。

プレゼンテーション審査において，評価の合計点が最上位であるものを契約候補者とし，次に高い者を次点の候補者として選定する。最高得点者が複数の場合は，選定委員会で協議の上決定する。ただし，合計点が最上位であっても，得点が著しく低い審査項目がある等の場合は，契約候補者に選定しないことがある。

(１)審査日程

令和７年８月下旬～9月初旬

※日時については企画提案書等提出期限後，改めて連絡する。

(２)審査会場

奄美市役所名瀬総合支所　８階委員会室を予定

(３)審査実施概要

ア　プレゼンテーションは対面形式で開催する（オンライン参加は不可とする）。

イ　プレゼンテーション審査の出席者は企画提案書等提出書【様式５】に記載された者を含む４名以内とし，本業務の管理責任者を含むものとする。

ウ　１参加者当たりの持ち時間は４０分以内とし，その内訳は以下のとおりとする。

プレゼンテーション及びデモンストレーションは準備時間も含めて３０分以内とし，質疑応答は１０分以内とする。

エ　プレゼンテーションでは，提案者による提案内容の全体説明を行う。

オ　プレゼンテーション審査には「14　担当部署」に提出した企画提案書等を資料として用いることとし，追加提案や追加資料の配布は認めない。

カ　プレゼンテーションに使用するプロジェクター，スクリーンは，当方で準備する。PC及びHDMI等の接続ケーブル（HDMIの場合，標準サイズのタイプAのみ）は，各自持参すること。その他使用する機器等がある場合は，事前に「14 担当部署」と協議すること。

(４)選定結果

選定結果は，プレゼンテーション審査の参加者に，自己の結果のみを書面及び電子メールにより通知発送する。また,契約候補者については奄美市HP上で名称のみ公表を行うものとする。

(５)留意事項

審査結果に対する異議申立てには一切応じない。また，選定員会による審査の内容についての問い合わせにも応じないものとする。

10．参加の辞退

本プロポーザルを辞退する場合は，速やかに「14　担当部署」に電話連絡の上，辞退届（様式任意）を持参又は郵送にて提出すること。

※電子メールでの提出は不可とする。

11．失格事項

企画提案書等を提出した参加者又は提出された提案書が，次の各号のいずれかに該当する場合は，その提案を失格とする。

(１)参加資格要件を満たしていない者

(２)提出書類の提出方法，提出先及び提出期限に適合しない場合

(３)提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合

(４)見積書の金額が「２（４）提案上限額」を超過した場合

(５)提出書類に虚偽の記載があった場合

(６)プレゼンテーション審査に出席しなかった場合

(７)選定の公平性を害する行為があった場合

(８)その他，社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

12．契約候補者との協議及び契約

契約候補者との契約に当たっては，選定された提案内容を基に細部について市と協議し，「２（４）提案上限額」内で業務内容及び契約金額を決定した上で締結する。

なお，参加申込みが１者の場合であっても，審査を実施し，その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は，契約候補者として選定し，協議を行う。

契約候補者との協議が整った時点で，地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

に定める随意契約を締結するものとする。

また, 契約候補者は契約の締結までに奄美市委託業務等に係る指名競争入札参加資格審査

要綱（平成19年２月14日告示第20号の２）の規定による登録を行うことを必須と

する。

13．その他留意事項

(１)企画提案書等の提出をもって，実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

(２)提出書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション審査等，本プロポーザルに関する一切の経費は，すべて参加者の負担とする。

(３)市が必要と認めるときは，追加書類の提出を求める場合がある。

(４)提出期限後の書類の提出，再提出，記載内容の修正及び変更は認めない。

(５)企画提案書等，本プロポーザルに係るすべての提出書類は返却しない。

(６)本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は，奄美市情報公開条例に基づき，提出書類を公開する場合がある。

(７)電子メール等の通信事故については，本市はいかなる責任も負わない。

14．担当部署

奄美市　保健福祉部　こども未来課　こども保育係

担当：隈元・福

〒８９４－８５５５

鹿児島県奄美市名瀬幸町２５番８号

電話：０９９７－５２－１１１１　内線５０１３

E-mail：mirai@city.amami.lg.jp